

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♣ 配偶者特別控除

Q : 今年から配偶者特別控除が無くなったようですが、どのようになったのですか。

A : 上乘せして適用される部分が廃止され、次のようになりました。

【解説】

配偶者に対して適用される控除は次のようになりました。

	給与収入金額	配偶者控除額	配偶者特別控除額
控除対象配偶者①	～1,030,000円	380,000円	—
①以外	～1,049,999円	0円	380,000円
	～1,099,999円	0円	360,000円
	～1,149,999円	0円	310,000円
	～1,199,999円	0円	260,000円
	～1,249,999円	0円	210,000円
	～1,299,999円	0円	160,000円
	～1,349,999円	0円	110,000円
	～1,399,999円	0円	60,000円
	～1,409,999円	0円	30,000円
	1,410,000円～	0円	0円

(注1)控除対象配偶者とは、所得者と生計を一にするその所得者の配偶者(青色事業専従者や白色の事業専従者を除きます)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

(注2)配偶者特別控除は、合計所得金額が1,000万円以下の人の配偶者に適用があります。

